



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- |    |  |                |   |
|----|--|----------------|---|
| 20 | 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定                         | (長寿社会課).....   | 1 |
| 21 | 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要                   | (商工振興課).....   | 2 |
| 22 | 新六箇井土地改良区の役員の就任                                | (農業農村整備課)..... | 2 |
| 23 | 新六箇井土地改良区の役員の退任                                | ( " ).....     | 3 |
| 24 | 亀池土地改良区の役員の就退任                                 | ( " ).....     | 3 |
| 25 | 美浜町土地改良区の役員の就退任                                | ( " ).....     | 4 |
| 26 | 道路の指定  | (建築住宅課).....   | 4 |
| 27 | 公有水面埋立て工事のしゅん功認可                               | (港湾空港振興課)..... | 5 |
| 28 | 和歌山県教育委員会インターネット接続サービス業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 | (教育委員会).....   | 6 |
| 29 | 運転者管理業務関係機器等賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等        | (警察本部).....    | 8 |

### ○ 選挙管理委員会告示

- |   |  |       |    |
|---|--|-------|----|
| 1 | 政治団体の届出事項の異動の届出                              | ..... | 10 |
| 2 | 資金管理団体の届出事項の異動の届出                            | ..... | 11 |
| 3 | 政治団体の解散の届出                                   | ..... | 11 |
| 4 | 政治団体の設立の届出                                   | ..... | 12 |
| 5 | 平成30年和歌山県選挙管理委員会告示第47号(政治団体の届出事項の異動の届出)の一部訂正 | ..... | 13 |
| 6 | 政治活動のため寄附を受け、又は支出することができない団体                 | ..... | 13 |

### ○ 警察本部告示

- |   |   |       |    |
|---|---|-------|----|
| 1 | 標識管理システム導入委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 | ..... | 13 |
|---|---|-------|----|

### ○ 海区漁業調整委員会指示

- |   |          |       |    |
|---|----------|-------|----|
| 1 | ウミガメの採捕等 | ..... | 16 |
|---|----------|-------|----|

### ○ 公告

- |  |      |              |    |
|--|------|--------------|----|
|  | 入札公告 | (教育委員会)..... | 16 |
|  | 〃    | (警察本部).....  | 19 |

### ○ 諸報

- |  |      |             |    |
|--|------|-------------|----|
|  | 入札公告 | (警察本部)..... | 22 |
|--|------|-------------|----|

## 告 示

### 和歌山県告示第20号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和元年5月14日

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071800787	アシュア株式会社	アシュアケアステーション	和歌山県岩出市吉田382-14	訪問介護	令和元.5.1	令和7.4.30
3071300960	株式会社ビッグプラネット	ヘルパーステーションはな	和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町403-3	訪問介護	令和元.5.1	令和7.4.30

## 和歌山県告示第21号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和元年5月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス西浜店

和歌山県和歌山市西浜字中新堤内ノ坪885番1外

## 2 意見の対象となった届出に係る告示

平成30年和歌山県告示第1321号

## 3 意見の概要

- (1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください。）。
- (2) a、b及びd地点の定常騒音Maxを用いた評価で規制基準の超過と評価されています。また、特にD地点では、荷さばき場の作業音に伴う突発音で環境基準を超過することが懸念されますので、作業音の低減対策を講じてください。
- (3) 作業時間、廃棄物からの悪臭や調理に伴う臭い及び事業所の排水等について、周辺環境に十分配慮してください。
- (4) 水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、和歌山県公害防止条例等の法令を遵守するとともに、近隣住民との関係を良好に保ち、苦情等の申出に対し真摯に対策を講じてください。
- (5) 産業廃棄物を保管する場合、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管してください。
- (6) 通学路の安全確保に十分注意してください。

## 4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

## 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和元年5月14日から同年6月14日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第22号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、新六箇井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和元年5月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

就任した役員（平成31年3月27日就任）

職名 氏 名 住 所  
理事 藤木伸夫 和歌山市福島34番地

和歌山県告示第23号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、新六箇井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和元年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員(平成31年3月31日退任)

職名 氏 名 住 所  
理事 松本三郎 和歌山市松江東一丁目4番6号

和歌山県告示第24号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、亀池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和元年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員(平成31年3月31日退任)

職名 氏 名 住 所  
理事 谷口秀雄 和歌山市本渡880番地  
理事 山崎義文 海南市小野田460番地1  
理事 大辻博之 海南市且来95番地  
理事 谷口満男 海南市岡田773番地  
理事 松村重明 海南市多田478番地  
理事 木野寛治 和歌山市仁井辺43番地の2  
理事 上田洋三 和歌山市本渡570番地  
理事 北野茂成 和歌山市内原1356番地  
監事 小池修 海南市阪井1835番地  
監事 辻敏和 和歌山市内原1280番地  
監事 松尾清 和歌山市本渡163番地

2 就任した役員(平成31年4月1日就任)

職名 氏 名 住 所  
理事 谷口秀雄 和歌山市本渡880番地  
理事 尾鼻次夫 海南市小野田488番地  
理事 松尾育生 海南市且来283番地  
理事 宮本弘之 海南市岡田120番地10  
理事 松村重明 海南市多田478番地  
理事 木野和慶 和歌山市薬勝寺112番地  
理事 上田洋三 和歌山市本渡570番地  
理事 北野茂成 和歌山市内原1356番地  
監事 小池修 海南市阪井1835番地  
監事 辻敏和 和歌山市内原1280番地  
監事 池下博章 和歌山市冬野1521番地

## 和歌山県告示第25号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、美浜町土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和元年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 退任した役員（平成31年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	小西邦雄	日高郡美浜町大字和田1943番地
理事	和田敏弘	日高郡美浜町大字和田1588番地
理事	濱田喜弘	日高郡美浜町大字和田1273番地の内1号
理事	狩谷富敬	日高郡美浜町大字和田1218番地の3
理事	中面敏	日高郡美浜町大字和田1037番地の1
理事	寺井秀則	日高郡日高町大字小池354番地
理事	吉田敬	日高郡美浜町大字和田409番地
理事	狩谷実男	日高郡美浜町大字和田1045番地
理事	山本勝	日高郡美浜町大字和田454番地
理事	塩崎葵	日高郡美浜町大字和田225番地
理事	汐崎安男	日高郡美浜町大字和田337番地
理事	田口則男	日高郡美浜町大字和田494番地
理事	若野博一	日高郡美浜町大字和田355番地
理事	塩崎祐司	日高郡美浜町大字和田184番地の21
監事	山西茂好	日高郡美浜町大字和田1662番地
監事	狩谷公栄	日高郡美浜町大字和田1095番地の内1号

## 2 就任した役員（平成31年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	和田敏弘	日高郡美浜町大字和田1588番地
理事	濱田喜弘	日高郡美浜町大字和田1273番地の内1号
理事	狩谷富敬	日高郡美浜町大字和田1218番地の3
理事	寺井秀則	日高郡日高町大字小池354番地
理事	吉田敬	日高郡美浜町大字和田409番地
理事	狩谷実男	日高郡美浜町大字和田1045番地
理事	山本勝	日高郡美浜町大字和田454番地
理事	塩崎葵	日高郡美浜町大字和田225番地
理事	汐崎安男	日高郡美浜町大字和田337番地
理事	田口則男	日高郡美浜町大字和田494番地
理事	若野博一	日高郡美浜町大字和田355番地
理事	稲葉茂幸	日高郡美浜町大字和田1148番地の2
理事	出口雅久	日高郡美浜町大字和田495番地
理事	塩崎祐司	日高郡美浜町大字和田184番地の21
監事	山西茂好	日高郡美浜町大字和田1662番地
監事	狩谷公栄	日高郡美浜町大字和田1095番地の内1号

## 和歌山県告示第26号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づく道路を次のとおり指定した。

令和元年5月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

名称	指定年月日	延長	幅員	所在地 起点
				所在地 終点
区画道路21号線	令和元. 5. 14	155m	6m	海南市名高字涌水84番4
				海南市名高字寄川163番

和歌山県告示第27号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和元年5月14日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県海南市南赤坂11番地
- (2) 名称 海南市
- (3) 代表者住所 和歌山県海南市名高503番地7
- (4) 代表者氏名 海南市長 神出政巳

2 埋立区域

(1) 位置

冷水地区②

和歌山県海南市冷水字大谷325番地34及び325番地16の地先公有水面

(2) 区域

冷水地区②

次の各地点のうち、1の地点から11の地点までを順次に結んだ線、11の地点と1の地点を結ぶ平成24年の秋分の満潮位(D.L.+1.62m)における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域

基点(国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2)

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

- 1の地点 基点から197度08分28秒 2,507.97mの地点
- 2の地点 1の地点から70度34分51秒 6.25mの地点
- 3の地点 2の地点から161度04分04秒 0.63mの地点
- 4の地点 3の地点から70度00分33秒 10.07mの地点
- 5の地点 4の地点から160度52分32秒 78.16mの地点
- 6の地点 5の地点から250度52分23秒 0.08mの地点
- 7の地点 6の地点から160度13分17秒 7.10mの地点
- 8の地点 7の地点から119度34分37秒 7.15mの地点
- 9の地点 8の地点から89度04分24秒 81.65mの地点
- 10の地点 9の地点から359度04分18秒 0.66mの地点
- 11の地点 10の地点から89度09分59秒 5.91mの地点

(3) 面積

冷水地区②

1,970.46㎡

3 埋立地の用途

冷水地区② ふ頭用地

- 4 公有水面埋立免許の年月日及び番号  
平成25年11月25日 和歌山県指令港空第64号
- 5 しゅん功認可年月日  
平成31年4月25日
- 6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により、関係図書を備え置き、閲覧に供する市町村の事務所  
海南市役所

### 和歌山県告示第28号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県教育委員会インターネット接続サービス業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

令和元年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間
  - (1) 業務の名称  
和歌山県教育委員会インターネット接続サービス業務
  - (2) 業務の期間  
契約締結日から令和6年9月30日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格  
この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。
  - (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。
  - (2) 入札公告の日から過去5年間に於いて、和歌山県教育委員会インターネット接続サービス業務と種類を同じくする契約（民間企業を契約の相手方とするものを含む。）を締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した者であること。
  - (3) プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会の登録商標をいう。）を付与されている者又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
  - (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
    - ア 一般競争入札参加資格審査申請書
    - イ 業務概要調書
    - ウ 業務実績調書
    - エ 役員等に関する調書
    - オ 使用印鑑届
    - カ 法人にあつては、登記事項証明書
    - キ 個人にあつては、住民票
    - ク 印鑑証明書
    - ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の税全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
    - コ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

シ 誓約書

ス 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

セ 2の（2）に係る履行証明書

ソ 2の（3）に掲げる登録商標の付与又は認証の取得を証明する書類の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって、(1) のイからサまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからオまで及びシからセまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和元年5月14日（火）から同月30日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和元年5月14日（火）午前9時から同月17日（金）午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和元年5月14日（火）から同月30日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和元年5月30日（木）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3641

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和元年6月4日（火）までに通知する。

#### 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 和歌山県告示第29号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、運転者管理業務関係機器等賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和元年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する業務の名称等

## (1) 調達役務の名称

運転者管理業務関係機器等賃貸借業務

## (2) 調達役務の仕様等

運転者管理業務関係機器等賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## 2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、令和元年5月14日（火）において、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去6年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種同等規模以上とは、次に掲げる要件を満たしているものとする。

ア サーバ機器について、現地保守（修理を含む。）に対応したメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

イ 端末機器等について、複数拠点における現地保守（修理を含む。）に対応したメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

- (6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届



キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

サ 2の（5）に掲げる要件を満たすことを証明する業務実績証明書（過去6年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

シ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

（ア）障害発生時の連絡体制図を添付していること。

（イ）営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、イ、カ、ク、ケ、サ及びシに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和元年5月14日（火）から同月29日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、令和元年5月14日（火）から同月30日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

##### (2) 日時

令和元年5月17日（金）午前10時

#### 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、令和元年5月14日（火）から同年6月3日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和元年6月3日（月）午後5時までに6に掲げる場所に必着させなければならない。

#### 6 資格審査申請書類の配布場所

情報管理課

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和元年6月11日（火）までに通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)の説明は、令和元年6月21日（金）午後5時までに書面により求められることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和元年6月26日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 選挙管理委員会告示

### 和歌山県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年5月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

#### 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党和歌山県バス支部	久保洋介	代表者	久保洋介	井上慎治	平成 30. 6. 18
自由民主党21世紀和歌山をつくる会	呉海敬之	会計責任者	衣奈賢一郎	堀越克利	平成 31. 3. 15
自由民主党和歌山県ときわ会支部	右京和正	会計責任者	小山等	杉本政隆	平成 31. 4. 1

#### その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
坂本登後援会	早川正志	代表者	早川正志	小川勇	平成 31. 3. 5
森下誠史後援会	福田秋	代表者	福田秋	阪本綾子	平成 31. 3. 3
浜口たいし後援会	伊藤算志	代表者	伊藤算志	濱口岳史	平成 31. 3. 6
大谷保幸後援会	大谷英之	代表者	大谷英之	泉平和廣	平成 31. 3. 13
大石元則後援会	佐藤格司	主たる事務所の所在地	新宮市木ノ川179	新宮市木ノ川539の2	平成 31. 3. 17
森下佐知子後援会	堀川房子	会計責任者	滝沢充	井本有一	平成 31. 3. 18

清水まさおき後援会	宮下通明	代表者	宮下通明	中谷哲久	平成 31.3.19
		会計責任者	辻早保子	中谷哲久	平成 31.3.19
和歌山県看護連盟	石橋隆子	代表者	石橋隆子	松浦三代	平成 30.7.9
中谷桂三後援会	浜井一郎	会計責任者	古川勝巳	古川ミヨ子	平成 30.8.10
仁坂吉伸日高町後援会	松本秀司	会計責任者	田中達也	尾崎稔	平成 31.3.26
栗山まさゆき後援会	栗山昌之	代表者	栗山昌之	西林則男	平成 30.7.1
国際勝共連合和歌山県本部	服部利幸	主たる事務所の所在地	和歌山市杭ノ瀬162-8	和歌山市太田2-13-9 フローラルメゾン武田3C	平成 31.3.1
玉木ひさと後援会	藤田孝博	主たる事務所の所在地	有田市宮原町道333-2	有田市古江見15番地 川口ビル3F	平成 31.4.1
		代表者	藤田孝博	星畑克己	平成 31.4.1

和歌山県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年5月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
大江康弘	紀の国政治経済同友会	主たる事務所の所在地	西牟婁郡白浜町堅田2497-112	和歌山市砂山南4-1-34 オリエント砂山2F I号	平成 30.12.25

和歌山県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年5月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党和歌山県紀の川市第二支部	服部一	平成 30.10.10
自由民主党和歌山県東牟婁郡第二支部	前芝雅嗣	平成 31.3.1

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
寺本眞一を励ます会	横濱義憲	平成 31.2.28
藤田富三後援会	中世敏孝	平成 30.8.26
上田弘志後援会	青石真次	平成 31.3.18
大石哲雄後援会	田中弘文	平成 31.3.22
前芝雅嗣後援会	田仲康慧	平成 31.3.1

## 和歌山県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年5月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
西山隆後援会	北川善啓	美濃部昌士	伊都郡九度山町九度山1488-1	平成 31.3.7
うら愛一郎後援会	浦愛一郎	浦まりあ	西牟婁郡すさみ町周参見1531番地の7	平成 31.3.11
吉田靖広後援会	吉田靖広	山本正	西牟婁郡すさみ町周参見4423-12	平成 31.3.11
山下晴夫後援会	金澤功悦	松井千鶴	伊都郡九度山町椎出852	平成 31.3.13
わかやまをよくする会	山本茂史	山本茂史	和歌山市大谷46-4 モデッサクスミール202	平成 31.3.13
西岡かつこ後援会	西岡文雄	西岡加津子	伊都郡九度山町中古沢9-1	平成 31.3.15
とうしゃかずみ後援会	藤社政弘	脇川浩子	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦382の1番地	平成 31.3.18
末期糖尿病からの生還	中谷哲久	辻早保子	和歌山市新堺丁12番地 宮本ビル1階	平成 31.3.18
中畑ひとし後援会	松野康雄	境久	有田郡湯浅町大字栖原545番地	平成 31.3.25
大竹しげかず後援会	尾寄政輝	南敬導	西牟婁郡すさみ町江住1241	平成 31.3.26

新風会	小倉正治	今田信一	伊都郡高野町高野山768	平成 31.3.27
おかもと克敏後援会	岡本克敏	岡本克治	西牟婁郡すさみ町周参見1399番地	平成 31.3.28
上田順太後援会	上田順太	上田桂子	西牟婁郡すさみ町周参見3949番地の2	平成 31.3.29
中阪雅則を応援する会	森本浩文	中阪裕子	伊都郡かつらぎ町背ノ山335	平成 31.4.1
三ツ橋忠男後援会	三ツ橋伸二	渥美成文	有田郡湯浅町山田994	平成 31.4.1

## 和歌山県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、紀の会から訂正の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、平成30年和歌山県選挙管理委員会告示第47号（政治団体の届出事項の異動の届出）の一部を次のとおり訂正する。

令和元年5月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

表中

「松井のりひろ後援会」を「松井紀博後援会」に訂正する。

## 和歌山県選挙管理委員会告示第6号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成31年4月2日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき公表する。

令和元年5月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名
小川たかお後援会	和歌山市梅原179-2	小川孝夫	中村崇
金崎昭仁後援会	日高郡日高町原谷237番地	鍵本元雄	野田宏治

## 警察本部告示

## 和歌山県警察本部告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、標識管理システム導入委託及び貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和元年5月14日

和歌山県警察本部長 檜 垣 重 臣

1 一般競争入札に付する業務の名称等

- (1) 調達役務の名称  
標識管理システム導入委託及び賃貸借業務
  - (2) 調達役務の仕様等  
標識管理システム導入委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- 2 一般競争入札に参加する者の資格
- この一般競争入札に参加する資格を有する者は、令和元年5月14日（火）において、次に掲げる要件を満たす者とする。
- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
  - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
  - (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
  - (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
  - (5) この入札に係る機器賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。  
なお、同種とはアに掲げる要件を、同等規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。  
ア 地図情報システム（Geographical Information System）のソフトウェアパッケージを用いて、複数拠点からアクセスする地図アプリケーションを導入し、メンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。  
イ アに掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。
  - (6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。
  - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
  - (8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
  - (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
    - ア 競争入札参加資格審査申請書
    - イ 事業経歴書
    - ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
    - エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
    - オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
    - カ 使用印鑑届
    - キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
      - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
      - (イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
    - ク 誓約書
    - ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
    - コ 仕様書に準拠するソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載した

もの)及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

サ 2の(5)に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

シ 申請者にシステム導入体制が整備されていることを証明するシステム導入体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

ス 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

(ア) 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

(イ) 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)に掲げるイからオまで、キ及びクの申請書類に代えることができる。

(3) (1)に掲げるア、イ、カ、ク、ケ及びサからスまでの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和元年5月14日(火)から同月29日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、令和元年5月14日(火)から同月30日(木)までの間に和歌山県警察本部交通部交通規制課(以下「交通規制課」という。)に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

#### 4 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

##### (2) 日時

令和元年5月17日(金) 午前11時

#### 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和元年5月14日(火)から同年6月3日(月)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和元年6月3日(月)午後5時までに6に掲げる場所に必着させなければならない。

#### 6 資格審査申請書類の配布の場所

交通規制課

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110(代表)

ファクシミリ番号 073-473-7824

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和元年6月11日(火)までに通知するものとする。

#### 8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和元年6月21日(金)午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和元年6月26日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 海区漁業調整委員会指示

### 和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

和歌山県海域におけるウミガメの採捕等について漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和元年5月14日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本 秀春

(定義)

1 この指示において「ウミガメ」とは、ウミガメ科3種（アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ及びそれらの卵）をいう。

(採捕の制限)

2 和歌山県海域においては、ウミガメを採捕してはならない。ただし、卵を保護するために移動する場合及び3の承認を受けた者が行う場合については、この限りでない。

(承認の対象)

3 ウミガメ採捕の承認の対象となる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者
- (3) 和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者

(承認証の携帯)

4 3の承認を受けた者は、ウミガメを採捕するときは、交付された承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

(報告書の提出)

5 3の承認を受けた者は、採捕期間終了後速やかに採捕報告書を委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

6 この指示の有効期間は、令和元年5月16日から令和2年5月15日までとする。

(制限又は条件)

7 3の承認に当たっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 3の (1) 又は (2) に該当する場合
  - ア 3の (1) 又は (2) に掲げる目的以外の採捕をしてはならないこと。
  - イ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。
- (2) 3の (3) に該当する場合
  - ア 採捕の期間は、6月1日から8月31日までとすること。
  - イ 雌のウミガメ及び卵を採捕してはならないこと。
  - ウ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。

(取扱要領)

8 この指示に定めるもののほか採捕の承認等に関する取扱いは、別に委員会が定めるところによる。

## 公 告

### 入 札 公 告

和歌山県教育委員会インターネット接続サービス業務に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。



令和元年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度  
令和元年度から令和6年度まで
- (2) 業務の名称  
和歌山県教育委員会インターネット接続サービス業務
- (3) 業務の内容  
仕様書による。
- (4) 業務担当部局  
和歌山県教育庁教育総務局総務課
- (5) 業務の期間  
令和元年10月1日から令和6年9月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和元年和歌山県告示第28号に規定する和歌山県教育委員会インターネット接続サービス業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館6階  
和歌山県教育庁教育総務局総務課
- (2) 期間  
令和元年5月14日（火）から同月30日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

- (1) 場所  
3の（1）に同じ。
- (2) 期間  
3の（2）に同じ。
- (3) 交付された入札説明書に対して質問がある者は、令和元年5月14日（火）午前9時から同月17日（金）午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
  - ア 入札場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県庁北別館1階 会議室1-A
  - イ 入札日時  
令和元年6月6日（木）午後2時
  - ウ 開札場所  
アに同じ。
  - エ 開札日時  
イに同じ。
- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資

格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和元年6月6日（木）午前9時30分までに和歌山県教育庁教育総務局総務課に必着するように行わなければならない。

#### 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された和歌山県教育委員会インターネット接続サービス業務に係る費用（月額）の金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に60を乗じて得た金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額に60を乗じて得た金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

#### 11 契約書の要否

要

#### 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3641

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

### 入札公告

運転者管理業務関係機器等賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

令和元年5月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和元年度から令和7年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

運転者管理業務関係機器等賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

令和2年1月1日から令和7年12月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

運転者管理業務関係機器等賃貸借業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和元年和歌山県告示第29号に規定する運転者管理業務関係機器等賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部警務部情報管理課(以下「情報管理課」という。)

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110(代表)

ファクシミリ番号 073-476-0110

(2) 期間

令和元年5月14日（火）から同月29日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、令和元年5月14日（火）から同月30日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に情報管理課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

(2) 日時

令和元年5月17日（金）午前10時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

令和元年6月27日（木）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和元年6月26日（水）午後5時までに情報管理課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない

場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書作成の要否

要

#### 13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

#### 15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

##### イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :  
Lease and maintenance of equipment for Driver Management System
- (2) Time limit for tender :  
10:00 a.m. Thursday 27 June 2019 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.  
Wednesday 26 June 2019)
- (3) Contact point for the notice :  
Wakayama Prefectural Police Headquarters  
Police Administration Department  
Finance Section  
1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan  
TEL : 073-423-0110  
FAX : 073-423-0120

## 諸 報

### 入札公告

標識管理システム導入委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和元年5月14日

和歌山県警察本部長 檜 垣 重 臣

#### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和元年度から令和6年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

標識管理システム導入委託及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 標識管理システム導入委託業務

契約日から令和2年3月31日までの間

イ 標識管理システム賃貸借業務

令和2年1月1日から令和6年12月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

標識管理システム導入委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和元年和歌山県警察本部告示第1号に規定する標識管理システム導入委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-7824

(2) 期間

令和元年5月14日（火）から同月29日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) (1) により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、令和元年5月14日（火）から同月30日（木）までの間に交通規制課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

(2) 日時

令和元年5月17日（金）午前11時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

令和元年6月27日（木）午後2時15分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和元年6月26日（水）午後5時までに交通規制課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付

しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、交通規制課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書作成の要否

要

#### 13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

#### 15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120



(2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Introduction of Wakayama Prefectural Police Traffic Sign management System, and equipment lease

(2) Time limit for tender :

2:15 p.m. Thursday 27 June 2019 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Wednesday 26 June 2019)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120